

# 公開質問状

2014（平成26）年4月25日

佐世保市長 朝長 則男 殿

石木ダム建設絶対反対同盟	連絡人	岩下 和雄
石木ダム対策弁護団	代表弁護士	馬奈木 昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会	代表	森田 正昭
石木川まもり隊	代表	松本 美智恵
水問題を考える市民の会	代表	篠崎 正人
石木川の清流とホタルを守る市民の会	事務局長	田代 圭介

長崎県と貴市の石木ダム建設計画に関して、私たちと貴市との間におけるこれまでの経過を踏まえて、以下のとおり、改めて、貴市に対して質問を致しますので、ご回答ください。

## 第1 はじめに

1 私たちは、石木ダム建設計画に関する私たちと貴市とのこれまでの経過について以下の通り認識しております。

(1) まず、私たちは、貴市に対して、本年2月21日付「公開質問状」（以下単に「第1回公開質問状」と言います）をお送りしました。

第1回公開質問状においては、私たちが石木ダムを建設する必要がないと考えていること、私たちが感情的に石木ダム事業に反対しているものではなく、合理的な理由に基づき石木ダムが必要ないと考えていること、貴市が石木ダム事業を推進される立場をお取りになる以上、（貴市の見解によれば）誤ったものとされる私たちの理解・認識を訂正できるだけの事実及び資料をお持ちであろうことを述べた上、そのような立場から私たちが疑問に思っている石木ダム事業に関する事実についての貴市の認識をお尋ねするべく、評価を含まない個々の客観的事実（生活用水量需要予測・工場用水量の需要予測・業務営業用水量需要予測・安定水源量にかかる事実）について、貴市の見解を個々にお尋ねするとともに、貴市の見解を支える資料の提供を要請致しました。

(2) しかし、これに対して、貴市は、本年3月7日付「ご質問への回答」と題する書面にて、佐世保市が現在も慢性的に水源が不足しており、「特に平成6、7年度の湯水」（同書面1頁）を取り上げた上、結論において、石木ダム建設による新規水源が必要であるとの評価的事実を指摘されたものの、私たちがお尋ねした個々の具体的事実に関する貴市の

具体的な認識については一切明らかとされず、実質的に公開質問状に対する書面による回答はなされませんでした。また、貴職は、現地であるこうばる公民館において地権者を含む私たちに対する直接的な説明をも拒否されました。

- (3) その後、私たちは、本年3月14日、貴市水道局を訪れ、第1回公開質問状に対する貴市の具体的な認識をお尋ねしました（以下、「第1回説明会」と言います）。

その第1回説明会において、私たちは貴市に対して貴市が主張する石木ダム建設の必要性・公益性を理解し、検証するためには、私たちの第1公開質問状に記載した個々の疑問に明確な回答をするとともに、貴市の認識を支える資料を特定し、また同資料を開示することが不可欠であると繰り返し述べ、具体的事実にかかる貴市の認識を問う質問を致しました。

これに対して、貴市水道局担当者は、私たちが質問した個々の質問に対して口頭で部分的に回答され、私たちも貴市水道局担当者の具体的な回答を通じて具体的事実に関する貴市の見解を一部確認することができ、建設的・創設的な協議の場を持つことができました。

- (4) そこで、私たちは、第1回説明会等を受けて明らかとされた事実に基づき、貴市に対して、本年3月20日付「公開質問状（確認と追加）」（以下、「第2公開質問状」と言います）をお送りし、貴市が第1回説明会において、石木ダムの必要性を根拠づけるものと位置づけて説明された平成6、7年渇水に関する具体的事実、及び、いわゆるSSKに関する具体的事実について貴市の認識を問うとともに、貴市の認識を支える具体的な資料の特定及び開示を要請しました。

- (5) そして、これに対して、貴市は、本年3月31日付「公開質問状にかかる対応について」と題する書面を送付されました。

しかし、同書面で貴市は、抽象的な佐世保市の水事情を重ねて述べるだけであって、私たちの石木ダム建設に対する理解を得るために必要不可欠である個々の質問への具体的な数値を用いた回答、及び、貴市の認識を支える資料の特定・開示をいずれも拒否されました。加えて、貴職は、現地であるこうばる公民館において地権者を含む私たちに対する直接的な説明をも拒否されました。

- (6) そこで、私たちは、貴市に対して、石木ダム事業に関する地権者をはじめ佐世保市民の理解を得るべく第1公開質問状及び第2公開質問状における個々の質問に対する明確な回答をすべき立場にあること、同質問に対する回答をしないことは極めて不誠実な態度であることを明確にすべく、本年4月11日、貴市水道局を訪れ、同日付「抗議文」にて貴市の対応に抗議するとともに、改めて、公開質問状に対する個々の質問に対する明確な回答と資料の特定・開示を求めました。

- (7) これに対して、貴市水道局担当者は、口頭にて、個々の質問に部分的に回答する姿勢を示され、これによって、私たちも貴市の具体的な認識を確認することができ、また、貴市の認識を支える資料（貴市とSSKとのやり取りにかかる資料です）の特定、開示がなさ

れた結果、同日より前までの間、個々の質問への回答及び資料の特定・開示を拒否されたために解消されなかった私たちの具体的事実に関する疑問点を一部解消することができました。具体的には、SSK と貴市とのやり取りの時期・やり取りの内容にかかる具体的事実を確認することができ、疑問点の一部を解消することができました。

(8) そして、第2回説明会において、私たちは、貴市に対して、今後も貴市との間で、石木ダムに関する具体的事実について相互理解をしていくべく建設的・創設的な説明会の実施を求める旨要請し、これまでのやり取りを踏まえた公開質問状(本質問状のことです)を提出することを明らかにしました。

(9) その後、私たちは、貴市に対して、本年5月23日午後7時に貴職自ら現地であるこうばる公民館にて地権者・佐世保市民を含む私たちに石木ダム事業に関する貴市の認識を説明していただき、仮に来ていただけない場合は、同日午後3時、私たちが貴市の認識を確認するため佐世保市庁舎に伺う旨通知いたしました。

私たちが認識している、貴市と私たちの石木ダムに関するこれまでの経過は以上の通りです。そして、以上の経過は客観的事実にもとづくものであって、評価的事実を含むものではありません。

よって、これまでの経過にかかる貴市の認識とも一致するものと確信しております。

## 2 貴市の当事者性

ところで、私たちは、貴市が、地権者及び佐世保市民を含む私たちにに対して、以下述べるとおり、当事者として、説明会を通じて正確な客観的事実を提供し、私たちの誤解を解くともに石木ダム事業に対する私たちの理解を得る必要があると考えております。

### (1) 起業者としての当事者性

貴市は、石木ダム建設事業における起業者であり、且つ、現在も同事業を推進する立場をおとりになるのであれば、当事者として、同事業を推し進めていくことによって土地を収用される地権者の声に最大限に耳を傾け、その声を通して顕れた地権者の疑問を解消し、理解を得るべき立場にあります。この点については、いまだ確認するまでもありません。

そして、貴市が、起業者たる当事者として地権者の疑問を解消し、その理解を得るべき立場にあるという点については、貴市の第1回公開質問状に対する回答にて「石木ダムによる新規水源の必要性についてご理解を賜るべく」と述べていることにも表れているように、貴市と私たちの認識は一致しているものと確信しております。私たちは、貴市がその点について私たちと同じ認識を持っているからこそ、貴市が、第1回説明会、第2回説明会を通じて、私たちにに対して、貴市の認識を説明なさったものと考えております。

そして、その貴市の立場は事業認定庁による事業認定の有無でなんら変化するものではありません。なぜなら、貴市が地権者に対して上記の立場にあるのは、起業者としての当事者性から生ずるものであるところ、事業認定がなされることによって起業者としての当事者性が失われるものではないからです。

よって、貴市は、事業認定がなされた現時点においても、起業者として、地権者に対して正確な事実を提供することにより、地権者が抱く疑問を解消し、石木ダム事業に対する地権者の理解を得なければならない立場にあるのです。

## (2) 佐世保市民に対する当事者性

また、貴市は、第1説明会において、平成6、7年渇水が佐世保市民にとって筆舌に尽くしがたい苦しみであり、このような事態が2度とおこらないようにしなければならない、そしてこのことを理解してほしいので説明させてほしい、旨再三訴えておられました。

この点、私たちは、事業認定申請において、石木ダムの必要性の根拠事実となっていない平成6、7年渇水は、石木ダムの必要性を根拠づける事実ではないと考えておりますが、貴市がこれを石木ダムの必要性を根拠づける事実であると位置づけているのであれば、多額の血税が投入されることに直接の利害を有し、且つ、石木ダム完成後も長年にわたって値上げされた水道料金の負担を余儀なくさせられる佐世保市民に対して、現時点において、仮に平成6、7年渇水が再来した場合に、現状の原水取水量や給水量等の各数値と平成6、7年当時のそれを比較・検討することによって、渇水が生じうるのか否かを明らかにするなど正確な情報を提供すべき立場にあります。

その意味において、石木ダム事業及び平成6、7年渇水の再来について直接の利害関係を有する佐世保市民に対して直接の説明責任を負う当事者は、貴市以外に存在し得ないのであって、その当事者は長崎県でもなければ、国でもありません。

このように、事業認定申請の有無、事業認定の可否とは別に、貴市は、佐世保市民の水道を所管する当事者として、石木ダム建設によってさまざまな負担を余儀なくされる佐世保市民の理解を得るために、佐世保市の水需要の現状・渇水の再来の危険性及び予測される状況について正確な情報を提供するとともに、佐世保市民が持った疑問を解消するために説明を尽くさなければならない立場にあるのです。

(3) 以上のとおり、貴市は、二重の側面から、地権者・佐世保市民に対して、当事者として、説明会において正確な情報を提供し、地権者・佐世保市民の疑問を解消することを通じて、ひいては地権者・佐世保市民の石木ダム事業に関する理解を得るべき立場にあるのです。

## 3 貴市が当事者として地権者及び佐世保市民に対してすべきこと

(1) 先の第1・1項で述べたとおり、地権者・佐世保市民を含む私たちと貴市とのこれまでのやり取りの経過では、2度にわたる公開質問状とこれに対する書面による回答のやり取り、及び、2度にわたる貴市の私たちに対する面談の形式による説明会がなされました。私たちはいずれのやり取りも建設的・創設的なやり取りであったと認識しており、逆に、具体的事実と離れて単に互いの評価が間違っていることを批判しあうだけの不毛なやり取りではなかったと認識しております。

よって、今後にかかる質問状のやり取り及び説明会における文書ないし口頭によるやり取りを通じて、具体的事実に関する互いの認識を確認する(互いの具体的事実に関する疑

問点を解消できる)ことができるものと考えております。

そして、先の第1・2項で述べたとおり、貴市は、地権者・佐世保市民を含む私たちに  
対して、当事者として、直接説明することを通じて、地権者・佐世保市民に正しい情報を  
提供してその疑問を解消し、ひいては石木ダム事業に対する理解を得るべき立場にあり、  
その貴市の立場は事業認定の有無によってなんら変わるものではありません。

(2) そして、先に述べたとおり、貴市は、これまで貴市の私たちに對する第1,第2説明会  
において、私たちの個々の疑問に対して一部口頭による説明はなされたものの、事前に文  
書による回答・説明はなされておられませんし、事前に資料の特定・開示もなされておりま  
せん。

そのことに、先に述べたとおり、説明会それ自体は貴市及び私たちにとって極めて有意  
義なものであったこと、及び、貴市が地権者及び佐世保市民に対して石木ダムの必要性に  
對する理解を得るべき立場にあることを合わせて考えれば、貴市が、地権者及び佐世保市  
民に対してまずすべきことは、地権者及び佐世保市民を含む私たちの公開質問状に対して、  
説明会の実施より前に書面を通して明確な回答をしていただくこと、及び、説明会の実施  
より前に書面を通して私たちが要請した資料の特定及び開示をしていただくことのはず  
です。

なぜなら、説明会の実施より前に、私たちの個々の質問に対して、貴市の認識を書面で  
お答えいただき、その認識を支える必要な資料の特定及び開示がなされていたのであれば、  
説明会において、私たちの疑問の前提事実を確認するといった本来不必要な時間も省略で  
き、また、貴市も、書面による回答を踏まえて貴市の認識をより正確に説明でき、さらに、  
貴市の書面による回答に加えて貴市の口頭による説明を受けることによって私たちも貴  
市の認識をより理解することができることから、今後実施される説明会がこれまでの説明  
会以上に私たち及び貴市の双方にとって有意義なものとなるからです。

4 以上の観点から、第1公開質問状及び第2公開質問状でお聞きしたことに、第1回説明  
会、第2回説明会でご説明いただいた事実を反映させることによって、今回、私たちが、  
貴市の具体的認識を問いたいと考える事項及び資料の特定・開示を求める事項について改  
めて整理致しました。

第2以下に、

- (1) 「1 生活用水需要予測及び平成6,7年湧水に関する質問」
- (2) 「2 工場用水量の需要予測に関する質問」
- (3) 「3 業務営業用水量の需要予測に関する質問」
- (4) 「4 安定水源量に関する質問」
- (5) 「5 小佐々地区の水源に関する質問」
- (6) 「6 下の原ダムの嵩上げによる保有水源量評価に関する質問」

の順に具体的事実に関する貴市の認識を改めてお尋ねするとともに、その認識を支える資

料の特定及び開示を要請致します。

## 第2 質問事項

### 1 生活用水需要予測及び平成6,7年湯水に関する質問

#### (1) はじめに

2014(平成26)年3月7日付け貴市回答書及び同月14日及び4月11日に行われた貴市との話し合いの場において確認された貴市の水需要及び平成6,7年湯水に関する見解は下記のとおりと当方は理解しております。

ア 2年に1度に割合で湯水が起きており,湯水はいつも起きているとの認識である(なお,貴市の3月7日付回答書1頁では,「毎年の様に湯水の危機に瀕し」とされています。)

イ 平成6,7年の湯水は佐世保市の水事情に関して避けて通れない背景である。

ウ しかし,平成6,7年の状況と現在の状況とを比較検討し,シミュレーションを行う必要性はない,シミュレーションをすることは意味がない。

エ 湯水の傾向になってきたときに節水の呼びかけ等の様々な対策の結果,水は足りているという認識である。

このような貴市の見解,すなわち,佐世保市では2年に一度ないしは毎年のように湯水が起きており(上記ア),特に平成6,7年の湯水を石木ダム建設に関する重要な背景であると強くご主張されていること(上記イ)に鑑みると,私たちは当然の思いとして,2年に1度ないしは毎年のように湯水が起きているのだろうか,また,事業認定における石木ダム建設の必要性の根拠事実としていないにもかかわらず貴市が強く主張する平成6,7年の湯水はいかなる状況であったのかについて,客観的なデータに基づき正確に把握し,貴市との認識を共通にする必要性を感じています。もっとも,貴市は4月11日の話し合いの場で,貴市は平成6,7年湯水について客観的データに基づいた精査をされていないことが伺われました。そうであるならば,貴市が強く主張される「平成6,7年湯水の苦しみ」は抽象的,感覚的に石木ダムの必要性をいうものであって,石木ダム必要性について平成6,7年湯水を利用して多くの佐世保市民を誤導させるものではないかと考えざるを得ません。このような私たちの疑問については,私たちが貴市に対し,過去2度にわたり質問させていただいた内容にご回答いただくことによって少しずつ解消していくものと存じますので,過去に提出した質問項目を再掲する形で,改めて質問をさせていただきます。

#### (2) 生活用水量の需要予測の誤り(生活用水量について)

##### ア 貴市の需要予測

「佐世保市第9期拡張事業 平成24年度再評価 水需要予測資料」(以下,「需要予測」という。)では,平成23年の給水人口を22万6800人であることを前提に,平成36年の佐世保地区のそれを20万1400人と推計した上で(需要予測33頁),生活

用水に関する状況分析を下記のようにされています。

平成 6 年度の大渇水後，生活用水量原単位（L/人・日）が回復せず，平成 16 年度まで緩やかな回復であったこと。

平成 17 年度，平成 19 年度の渇水により回復していた原単位が激減したこと。

近年，全国同規模都市の原単位が減少する中，佐世保市の原単位は明らかな増加傾向を示していること。

佐世保市の原単位減少は節水機器の普及や社会情勢の変化が影響していると思われるが，その影響を受けた上でも増加傾向にあることは節水どころではなく，（市民が）我慢をしており，一般的な受忍限界を超えていること。

佐世保市の原単位は全国と同様に回復傾向にあり，石木ダムが完成し，渇水危機がなくなればさらに回復すること。

#### イ 私たちの考え（貴市の需要予測の誤り）

これに対して私たちは，生活用水に関する上記分析結果は，極めて杜撰なデータ分析に基づき，恣意的な評価を加えているものと考えます。以下，私たちがそのように考える根拠を述べます。

##### (ア) 上記 について

需要予測 35 頁にある表 1.4-1 を見ると，平成 5 年度の原単位は 204（L/人・日）に対し，渇水が起こった平成 6 年は 182 と，22（L/人・日）減少し，その後，平成 7 年度に 175 となり，徐々に増加し，平成 15 年度に 193 となりました。その意味では，平成 6 年度の渇水後，緩やかな回復傾向にあると言えます（なお，上記平成 15 年度の原単位実績は，需要予測 35 頁には「204」と記載されていますが，これは計算の誤りがあります。需要予測 27 頁の表 1-13 では，佐世保地区の平成 15 年度給水人口は 23 万 4144 人となっています。これを基に，原単位を計算し直すと「193」となります。）

もっとも，需要予測（36 頁）では「平成 17 年度，平成 19 年度に再び渇水が発生。給水制限の影響から，回復していた原単位はまたしても激減する。今回も平成 6 年度同様，渇水前の状態には即時回復していない。その後は，現在の平成 23 年度まで緩やかな回復傾向を示している。」としています。

しかし，平成 17 年度 193 に対し，その前年の平成 16 年度は 196，平成 19 年度 191 に対し，前年の平成 18 年度は 193 です。

貴市は平成 17 年度及び平成 19 年度を渇水の年と位置付け，原単位を「激減」とされていますが，渇水の前年度との比較においては「激減」と評価されるほどの差はありません。また，平成 6 年渇水以後の原単位は 175（H7 年度）から 196（H16 年度）の幅で推移しており，その数値との比較においても平成 17 年度（193），平成 19 年度（191）が「激減」とは到底いえません。仮に，平成 17 年度及び平成 19 年

度の原単位が減少しているとしても、その減少を石木ダム建設によって補うことの実効性、有益性には疑問があると言わざるを得ず、私たちは、別途述べるような漏水対策を実施することで「激減」は食い止められると考えています。

(イ) 上記 について

需要予測(36頁)では、「近年、全国同規模都市の原単位が減少傾向の中、本市においては湯水(給水制限)時のみが減少しており、その他の期間は明らかに増加傾向を示している。」とされていますが、これも杜撰な分析と言わざるを得ません。

すなわち、前出の表1.4-1に記載されている直近5か年の原単位実績の推移をみると、平成19年度191(L/人・日、以下単位は同じ) 平成20年度188 平成21年度189、平成22年度190 平成23年度189となっており、これは「明らかな増加傾向」とはいえませんが、仮に原単位の数値が正しいとすれば、むしろ減少傾向と判断することがより適切であり、「増加傾向」とする点は単純な数値の比較について誤った分析を加え、極めて恣意的な評価をしていると言わざるを得ません。

(ウ) 上記 について

「佐世保市の原単位減少は、全国と同様に節水機器の普及や社会情勢の変化が影響していると思われるが、その影響を受けた上でも増加傾向にあることは節水どころでは無く、(市民が)我慢をしており、一般的な受忍限界を超えている」と分析した上で、石木ダムが完成すれば、湯水危機がなくなり原単位がさらに回復すると結論づけています。

しかし、佐世保市民が我慢をしており、一般的な受忍限界を超えるとの分析は、極めて主観的で、根拠が明らかではありません。また、何を基準に「一般的な受忍限界」を定めているのか明らかではありません。

仮に根拠なく市民の意思を推測し「我慢」しているとか「一般的な受忍限界を超えている」と結論付けるのは、行政の判断として極めて不適切と考えます。

ウ 小括

以上のとおり、生活用水原単位の需要予測においては、数値の分析が杜撰であり、極めて恣意的な評価と結論が導き出されており、私たちは到底納得することはできません。そこで、以上の生活用水量の視点から以下の質問をいたしますので、回答下さい。

(ア) 平成17年度及び平成19年度の原単位の減少を「激減」と評価した分析過程を明らかにして下さい。また、その評価を導出した根拠をお教え下さい。特に「何年と比べて激減」なのか、対象の年と水量を明示して下さい。

(イ) 需要予測において、近年の原単位の推移を「増加傾向」と評価した分析過程を明らかにして下さい。なお、そのような評価を導出するに際しに用いた資料等をご開示下さい。

(ウ) 私たちは、佐世保市の原単位の増加傾向はそもそもないと考えますが、そうであろうとなかろうと、貴市が、少なくとも「佐世保市民は、水使用について受忍限界を超えて我慢している」と評価していることは明らかです。そのように評価した過程を明らかにして下さい。なお、そのような評価を導出する際に用いた資料(例えば佐世保市民への意向調査等)があるはずですから、御開示下さい。

(3) 「平成6年、7年湯水」について

ア はじめに

当方は、「『平成6年、7年湯水』の再来を避けること」を、貴市が「本件事業の必要性を基礎づけるものである」とは考えていない、と理解しております。実際、貴市(及び長崎県)は、本件事業の必要性に関して、認定庁にそのような申立はしてありません。

そのため、当方も、第1回公開質問状においては、この点について、質問をしておりませんでした。

イ ただ、第1回説明会において、貴市より、しきりに「平成6年、7年の湯水が佐世保市民にとって筆舌に尽くしがたい苦しみであったこと、このような事態が二度と起こらないようにしなければならないこと、だからこのことを理解してほしいので、説明したい」旨の訴えがありました。

ウ ところで、湯水に対する備えが重要課題であるとの認識は、私たちも同様です。

しかし、石木ダム建設には佐世保市民の多額の血税が投入され、さらには石木ダム完成後も長年月にわたって佐世保市民は値上げされた水道料金の負担を強いられます。

したがって、仮に、貴市が、「『平成6年、7年湯水』の再来を避けることが、本件事業の理由に位置づける」としても、それならば一層、抽象的あるいは感覚的に「平成6、7年湯水」の苦しみを訴えるのではなく、具体的な数値に基づき、石木ダムがなければ「平成6、7年湯水の苦しみ」が再来するのかが検討されなければなりません。

エ その「具体的な数値による検討」とは、貴市が繰り返し強調されている「平成6年、7年湯水」時の原水取水量や給水量等の各数値を、平成24年あるいは25年現在の各数値と比較・検討し、平成6年、7年級の湯水が現在起きた場合に、どれくらいの水が不足して、佐世保市民がどの程度の苦しい状況になるのかを明らかにすることです。それは同時に、貴市が事業認定のための基本的かつ重要な基礎資料として提出された「佐世保市第9期拡張事業 平成24年度再評価 水需要予測」(以下「需要予測」といいます。)の合理性、妥当性を検証することにもなります。

オ そこで、以下で、平成6年、7年及び平成24年、25年の原水取水量や給水量等の具体的な数値に基づき、「平成6年、7年湯水」問題に関して質問させていただきます。

カ 平成6、7年湯水に関する質問

以下の項目に関するデータ又は資料を開示してください。

- (ア) H6年,7年における毎日の原水取水量の実績値(取水先別内訳と共に)
- (イ) H6年,7年における毎日の給水量の実績値(浄水場別内訳と共に)
- (ウ) H6年,7年における有収水量の実績値
- (エ) H6年,7年の給水人口
- (オ) H6年,7年における1人1日あたりの生活用水使用水量(生活用水原単位),生活用水一日平均使用水量,業務営業用水一日平均使用水量,工場用水一日平均使用水量,その他一日平均使用水量。
- (カ) H6年,7年において湧水により不足した原水量・浄水量(佐世保水道の外部から引き入れた原水量・浄水量。内訳として,引き入れたときの月日と水量,引き入れ先,その手法)
- (キ) 湧水対策経費として川棚川豊水水利権負担金を2千万円×1/2=1千万円を支出していますが,説明をお願いします。

キ H24年,25年の状況に関する質問

以下の項目に関するデータ又は資料を開示してください。

- (ア) H24年,25年における毎日の原水取水量の実績値(取水先別内訳とともに)
- (イ) H24年,25年における毎日の給水量の実績値(浄水場別内訳と共に)
- (ウ) H24年,25年における有収水量実績値
- (エ) H24年,25年の給水人口
- (オ) H24年,25年における1人1日あたりの生活用水使用水量(生活用水原単位),生活用水一日平均使用水量,業務営業用水一日平均使用水量,工場用水一日平均使用水量,その他一日平均水量。
- (カ) 力の(ア)とキの(ア)で取水先が無くなっていたり,増えている場合は,その具体的内容の説明。

ク 貴市の湧水に関する認識について

- (ア) 貴市は,現在,平成6年,7年と同様の給水量状況,湧水状態(気象状況)になった場合,原水取水量の変化,人口減少等による水需要の変化,有収率の向上,利用率率の変化,実質上の保有水源水量の変化等を踏まえてもなお,平成6年,7年時と同様の給水制限が実施されるという認識でいらっしゃるでしょうか。
- (イ) もし,「平成6年,7年時と同様の給水制限が実施される」との認識に立っている場合,それはどのような根拠に基づいているのかご教示下さい。
- (ウ) また,貴市は第1回説明会の席上,平成6年,7年のような湧水が現在において起きたときのシミュレーションはしていない旨述べられましたが,なぜそのようなシミュレーションをいまだに行っていないのか,その理由をご教示ください。

ケ 許可取水量及び安定水源の見直しについて

貴市は安定水源について平成25年度の許可取水量に関し,平成7年度のそれと比

較し、下記のような見直しを実施されています。

下の原ダムのみ嵩上げにより1日当たり3000 m<sup>3</sup>増加。

山の田, 転石, 相当, 川谷はダム機能低下により1日当たり合計3000 m<sup>3</sup>減少。

三本木, 岡本は安定水源であったものが不安定水源となり, 安定水源が1日当たり5500 m<sup>3</sup>減少。

これを見ますと, 貴市は都合6か所のダム・河川・湧水(以下「ダム等」といいます。)について許可取水量が減少したとされているようです。

そこで以下の点をお尋ねします。

(ア) まず貴市の許可取水量にかかる認識は上記の通りでよろしかったでしょうか。

仮に異なる点があれば, どの点が, どう異なるかに関する貴市の認識と, 貴市がそのように認識するに至った根拠となるデータをご開示ください。

(イ) 仮に, 貴市の認識が上記の通りである場合, ダム等の許可取水量が減少したことが, 許可申請段階で水量を減少させて申請したところ, その減少させた数値通り許可されたことによるものであるのか, あるいは, 申請時点では決定された水量より多い水量で申請したが, 決定段階で一部削減されたことによるものであるのか, 許可取水量の減少の経緯をお教えてください。

他方, 下の原ダムの許可取水量が増加したことが, 許可申請段階で増加させて申請したところ, その増加させた数値通り許可されたことによるものであるのか否か, 許可取水量の増加の経緯をお教えてください。

また, これらの許可取水量の増減に関して, 許可申請と許可にかかる申請書類(含添付書類)・決定関係書類(含添付書類)をご開示ください。

(ウ) 申請時の許可取水量はどのようにして算出されたのかお示し下さい。

(エ) 許可取水量が減少したダム等について, 各ダム等の取水能力の低下を原因と判断されている場合, 各ダム等の機能を回復させる工事や手立てを検討されたのでしょうか。まず検討したかどうかご回答ください。

(オ) 仮に検討していた場合, 検討した工事や手立ての内容やそれにかかる費用の見積額はどのようなものだったのかご教示下さい。さらに, その工事や手立てが石木ダム建設に比して有効でないと判断された理由をご教示ください。

(カ) 仮に検討していなかった場合, なぜ検討しなかったのか, その理由をお答えください。

## 2 工場用水量の需要予測についての質問

(1) S S Kの工場用水について

ア 貴市の説明に対する当方の理解

初めに、過去2回の貴市の説明会において、貴市水道局が説明された内容は、以下のとおりであったと当方は理解しております。

(ア) 「SSKの修繕船事業の売上高を約2倍見込んでいる」と佐世保市第9期拡張事業平成24年度再評価水需要予測資料(以下、単に「水需要予測資料」と言います。)56頁に記載されているが、これは「SSKは従来1つのドックで行っていた修繕船事業を2つのドックで同時に行うことを見込んでいる。そのため水需要が二倍になる」の誤りである。

(イ) これについては、平成25年9月の貴市議会企業経済委員会において、口頭で訂正の説明をした。訂正の説明をした理由は、議員から質問されたからである。

なお、この点については、同月6日の同委員会議事録を見ると、貴市水道局の担当者が、山下千秋議員からの「SSKの艦艇修繕部門、この売上高が2倍になるとあなた方は決め込んで書いてあるけれども、それは間違いないのか。」との質問に対し、「売上高ではなくて修繕船事業を拡大するというで我々は確認をとったということである。つまり、売上高が2倍ということの確認ではない。」「売上高ではなく、売上高比率を2倍にするということでお聞きをしている。」などと答弁し、最終的には、当時の貴市水道局長が、「その表現が誤っていた」、「反省をしている」と述べ、誤りを認め謝罪している。

(ウ) 貴市が、売上高が2倍というのは間違いだったことを公に認めたのは、この時が初めてである。

(エ) 事業認定庁に対しては、平成25年5月、長崎県を通じて問い合わせがあった時点で、資料を提出し、修正報告をした。

(オ) SSKのドック修繕船事業の水需要予測「4,412 m<sup>3</sup>/日」については、貴市が、過去のSSKの使用水量の実績及び、SSKから修繕船事業における水の使用方法をヒアリングして独自に算出した。

SSKは、修繕船事業に必要な使用水量については把握していない。

(カ) 「修繕船事業の4,412 m<sup>3</sup>/日」という数字は、二つのドックに同時に1隻ずつ、合計2隻の修繕船が仮に入ったと想定した場合の一日最大使用水量、すなわち、一年間のピーク時のみに必要となる可能性があるとして想定した最大値であり、一日の平均使用水量ではない。

(キ) 「4,412 m<sup>3</sup>/日」という一日最大使用水量が必要となる修繕船が同時に2隻ドックインするのは一年のうち何日くらい生じうるのか、貴市としてはその頻度について検討したことはないし、SSKからも聴き取りしていないので、一切わからない。

(ク) 「修繕船事業の4,412 m<sup>3</sup>/日」という数字は、貴市から、SSKに対して数字を示し、「これで足りるか」と確認を求めたところ、SSKは、これで足りると回答した。

(ケ) S S Kからの回答は当初、口頭でもらったが、その後、貴市は、「念のために文書で確認しておこう」と考え、S S Kから、平成25年4月8日付け「水需給計画における将来見通しについて（回答）」という同社社長名義の文書もらった。

(ク) 貴市は、以上のことを、正確に事業認定庁に伝えた。

(カ) 貴市は、S S K全体の水道使用量について、1か月ないしは2か月ごとに検針することでしか把握しておらず、一日単位の使用量を把握していない。

イ 上記理解を基に、質問させていただきます。

なお、当方の上記理解に誤っている点があれば、下記質問に対する回答の中でご指摘ください。

(ア) まず、貴市が、水需要予測資料56頁の上記記載に誤りがある、と気づいた時期をお教えてください。

またその誤りは何がきっかけで判明したのかも教えてください。

(イ) 平成25年9月6日の貴市議会企業経済委員会において、貴市が説明の際に提出した資料をご開示ください。

(ウ) 事業認定庁から、平成25年5月、長崎県を通じて問い合わせがあったのは、どういう経緯からか、お教えてください。

また、その際に事業認定庁に提出した資料をご開示下さい。

(I) 貴市水道局が、修繕船事業での一日最大使用水量を「4,412 m<sup>3</sup>/日」と積算した根拠について。

水需要予測資料56頁に、貴市が考える、SSKの修繕船事業の計画給水量の計算式がありますが、当方は、貴市の説明が十分理解できません。改めて修繕船事業の計画給水量の算出方法について、文書でご説明下さい。

水需要予測資料56頁に関し、特に以下の点をお教え下さい。

）ドック水量とは、SSK全体の使用水量ではなく、修繕船ドックのみで使用する修繕船事業に要した水量という意味ですか。

）各ドックが使用した水量を、貴市は、どうやって把握できるのですか。S S Kの修繕船ドックを含め、全てのドックに使用水量がわかる給水メーター等があるのですか。

）従前のドック水量331 m<sup>3</sup>/日（資料が残っている過去9年平均値）とはドックの一日平均使用水量という意味ですか。それとも一日最大使用水量という意味ですか。

）貴市もしくはSSKは、ドック水量を一日単位で把握しているのですか。

）貴市もしくはSSKが、ドック水量を一日単位で把握しているのであれば、過去のドック水量の一日最大使用水量について、データをご開示下さい。

）修繕船受注数とありますが、修繕船の大きさや種類をお教え下さい。

SSKの水需要に関する意向調査をした時期、回数、意向調査の方法及び内容(結果)をお教え下さい。

SSKの計画給水量を決めるにあたり、当然、SSKから得た過去のデータや数字あるいは資料等を根拠にしたと思いますので、根拠資料をすべてご開示下さい

(オ) 貴市が、「SSKの水需要予測」に関して事業認定庁に対してどのように説明したのか、具体的にお教え下さい。その際、貴市が事業認定庁に対して提出した参考資料もご開示下さい。

(カ) 「修繕船事業の4,412 m<sup>3</sup>/日」という水需要予測は、一日最大使用水量の数字ですが、それを一日平均使用水量として計上するように水道施設設計指針・解説に書かれていますか。

(キ) SSKの一日平均使用水量について、修繕船事業とそれ以外に分けて、2012年度及び2013年度の実績と、2014年度以降2024年度までの予測について、お教え下さい。

(ク) 事業認定手続において貴市水道局が提出したSSKの経営方針は、2012年10月25日にSSKが発表した「向こう3カ年の経営方針(事業再構築について)」ですが、その後の2013年5月17日にSSKが「新中期経営計画」を発表し、艦艇・修繕船事業の売上高目標を下方修正しています。

これによっても、貴市水道局の修繕船事業の水需要予測に変更はないのか、お教え下さい。

(ケ) SSKの一時のピーク時水道使用量のために市民、県民の負担でダムを造るということに関連して、SSK自身に水使用方法の工夫(いわゆる水使用の合理化)を検討してもらったことはありますか、ないのであれば、その理由をお教え下さい。

(コ) 過去20年にわたってのSSKのドック数、年間一日平均使用ドック数、年間一日最多使用ドック数を教えてください。

(2) SSK以外の工場用水について

ア 小口需要先の需要の減少傾向が続いているにもかかわらず、「最低でも過去20年平均までは回復する見込みが高いと判断し過去20年平均を採用する」とした根拠についてお教え下さい。

イ 新規分として計上した佐世保テクノパーク、水産加工団地、つくも苑跡工業団地の増加需要の根拠について、工場進出の予定等、具体的な資料をもとにお教え下さい。

ウ 貴市水道局の工場用水の需要予測は、新規の事業のみを考慮していると思われますが、事業の終了による需要減少を考慮したのかどうか、考慮していないとすればその理由をお教え下さい。仮に考慮したのであれば、需要予測のどの部分で考慮されているかお教え下さい。

エ SSKを除く工場用水の2012年度及び2013年度のうちの2013年4月～12月の各水道使用量はどれくらいでしょうか。また、その実績は、貴市が立てた需要予測と合致しているのかお教え下さい。

### 3 業務営業用水量の需要予測についての質問

#### (1) 小口需要先について

ア 小口需要先について、業務営業用水量の需要は減少傾向にあるにもかかわらず、将来増加傾向に転じると考える根拠をお教え下さい。仮にそれが観光客の増加に対応して需要が増えるという点にあるのであれば、その因果関係を示す客観的データ（例えば観光客一人あたりの一日使用水量など）をもとにお教え下さい。

イ 貴市の観光客数は実績として減少傾向にあるのに、2011年度以降は右肩上がりに増え続けるという予測の根拠をお教え下さい。

ウ 貴市の観光客数および業務営業用水小口使用水量の、2011年度、2012年度及び2013年度のうちの2013年4月～12月はどれくらいでしょうか。また、その実績は、貴市が立てた予測と合致していますかお教え下さい。

#### (2) 大口需要先について

ア 米軍と自衛隊の大口需要先について、それぞれ過去最大の需要実績の数値を採用する合理的根拠をお教え下さい。

イ 過去最大の需要実績であった年に米軍及び自衛隊で水道水を利用した利用人口はどれくらいだったのでしょうか。あわせて、現在のそれについてもお教え下さい。

### 4 安定水源量について

#### (1) はじめに

上記のように、私たちは、長崎長崎県が予測する「佐世保地区の水需要予測」は、明らかに過大であると考えています。

ところで、仮に、長崎県が予測する「佐世保地区の水需要予測」が過大とまでは言えず、確かに今後、100,000 m<sup>3</sup>/日前後の給水量を確保する必要があるとしても、私たちはそれでもやはり、石木ダムは必要がないと考えています。

#### (2) 安定水源量にかかる長崎県の見解

ア まず、長崎県は、上記のように、佐世保地区で将来必要となる一日当たりの安定給水量は117,000 m<sup>3</sup>であるところ、現在、佐世保地区が保有している水源量は日量77,000 m<sup>3</sup>でしかないのです。どうしてもあと40,000 m<sup>3</sup>の水源の確保が必要であると主張しています。

その根拠は、貴市水道局が作成した「佐世保市水道施設整備事業再評価」と思われます。これによると、「佐世保地区における水源は、多くの水源を保有しているものの（全体水量105,500 m<sup>3</sup>/日）、その内、安定水源は77,000 m<sup>3</sup>/日（73%）であり、28,500 m<sup>3</sup>/日（27%）は不安定水源である」とされています。

なおそこで「不安定水源」とされているのは、「河川水」では、川棚川水系川棚川の「川棚水源 5,000 m<sup>3</sup>/日」、相浦川水系相浦川の「四条橋水源」、同「三本木水源」、合計 22,500 m<sup>3</sup>/日及び④「湧水」の「岡本水源 1,000 m<sup>3</sup>/日」です。

イ しかし、ここで「不安定水源」と表記されている 4 つの水源については、過去の実績をみると、供給量を賄うべく取水されています。すなわち、1992 年から 2004 年には 90,000 m<sup>3</sup>以上の一日最大給水量が毎年記録されていますし、うち 1994 年、1999 年、2001 年には 100,000 m<sup>3</sup>以上の一日最大給水量が記録されています。これはいずれも、この不安定水源を利用していたから可能となったことです。

それどころから、平成 19 年の湯水の時でさえも、この不安定水源から一日 21,000 m<sup>3</sup>が利用されていました。

このように、平時から利用されている上に、湯水時でさえも利用できる以上、それは「不安定水源」ではなくて、明らかに「安定水源」です。

従いまして、佐世保地区においては、長崎県も認める 77,000 m<sup>3</sup>に、平成 19 年の湯水時にも利用できた 21,000 m<sup>3</sup>を加えた日量 98,000 m<sup>3</sup>程度は、「安定的な供給能力」を有していると、言わざるを得ません。

確かに「不安定水源」とされているものは慣行水利権、暫定水利権などであり、許可水利権ではありません。その意味で形式的(法律的)には「不安定」かもしれませんが、これは河川管理者である長崎県が水利権を許可すれば簡単に解決する問題です

### (3) 質問事項

従いまして、私たちは、佐世保地区では、十分な安定水源量があり、石木ダム建設の必要性については、慎重に判断すべきと考えております。

そこで、私たちのこの理解が正しいかどうかを明確にするために、以下の質問をさせていただきます。私たちの理解が誤っているとお考えならば、是非、以下の質問に根拠資料を添えて明確かつ迅速にご回答ください。

ア 貴市において、2000 年度から、2012 年度までの 13 年間で、一日の取水量が 77,000 m<sup>3</sup>を超えた日及びその日の供給水量を、全てお教え下さい。

イ 2000 年から、2012 年までの 13 年間で、前記「不安定水源」とされる 4 つの水源から、取水した日及びその取水量を全てお教え下さい。

ウ 私たちは、上記 4 つの水源を「不安定水源」と表現しているのは、「水量が不安定」という意味ではなくて、「水利権が明確ではない」という意味であると理解していますが、いかがでしょうか。貴市の認識をお教え下さい。

エ 貴市は、その 4 つの水源を許可水源とするための手続きを検討したことはありますか。

あるならば、その検討結果をお教え下さい。

ないならば、今後検討する意思があるかどうかをお教え下さい。

いずれもないのであれば、なぜ今まで検討をせず、今後も検討をしないのかお教え下さい。

オ 私たちは、上記4つの水源を許可水源とすれば、貴市の水不足の大部分は解決すると思いますが、いかがでしょうか。

## 5 小佐々地区の水源について

(1) 私たちの理解によれば、小佐々地区水道の保有水源概要は下記の通りです。

取水・貯水施設				浄水施設			
名称	貯水量(m <sup>3</sup> /日)	備考	竣工年月	名称	計画浄水量(m <sup>3</sup> /日)	処理方式	竣工年月
鎌投水源	900	深井戸		田原浄水場	3520	急速ろ過	
平原水源	150	深井戸					
つづらダム	2470		S56	楠泊浄水場	480	緩速ろ過	S39
楠泊ダム	480		S41				

小佐々地区水道施設概要(佐世保市上下水道ビジョン表 3.3 主要な水道施設概要(取水・貯水・浄水)より)

以上の点に関連して(2)記載の質問事項にご回答ください。

### (2) 質問事項

ア 以上の小佐々地区の水源に関する理解が間違っているのであれば、間違っている箇所とその具体的内容を資料と共に教えてください。

イ 小佐々地区の保有水源は統合によって佐世保市水道局の保有水源に含まれることとなりますが、万が一その認識が間違っているのであれば、その理由を資料を添えてお教えてください。

ウ 小佐々地区の保有水源が佐世保市水道局の保有水源となることが、石木ダムの計画に反映されているか否かをお教えてください。

仮に、反映されているとすれば、どの数値について、具体的にどのように反映されているか資料と共に教えてください。

仮に、反映されていないければ、なぜ反映されていないのか、具体的な理由について根拠資料と共に教えてください。

## 6 下の原ダムの嵩上げによる保有水源量評価

(1) ところで、下の原ダムは、H19年2月に5.9m嵩上げされているところ、その工事にかかる私たちの認識は以下の表記載のとおりであり、有効貯水量は863,000 m<sup>3</sup>増大し、それまでの1.65倍にあたる2,182,000 m<sup>3</sup>になっています。

その結果、その計画取水量は3,000 m<sup>3</sup>/日増大するとされていますが、他方で、その

他の各貯水池が堆砂などで能力が低下しているとして合計 3,000 m<sup>3</sup>/日削減し、全体の総計画取水量は変更なしとしています。

以上の点に関連して(2)記載の質問事項にご回答ください。

下の原ダム 5.9m嵩上げ(H19年2月完成)前後の各貯水池の計画取水量(m<sup>3</sup>/日)

	下の原	山の田	菰田	転石	相当	川谷	合計
下の原嵩上げ前	11,800	8,000	12,600	3,000	6,000	14,000	55,400
下の原嵩上げ後	14,800	6,300	12,600	2,700	5,700	13,300	55,400

下の原ダム 5.9m嵩上げ前後の有効貯水能力(m<sup>3</sup>)

下の原嵩上げ前	1,319,000
下の原嵩上げ後	2,182,000
嵩上げ前後の比率	1.65

## (2) 質問事項

ア 下の原ダムの嵩上げ工事により同ダムの貯水能力が増加したという私たちの理解が間違っているのであれば、間違っている箇所と根拠資料を添えてお教えてください。

イ 下の原ダムの嵩上げ工事により貯水能力が増加することにより、計画取水量は 3,000 m<sup>3</sup>/日増大するとの結論にいたるまでの計算過程について根拠資料と共に教えてください。

ウ 上記のその他の貯水池(除く下の原ダム)における貯水量の低下が合計 3,000 m<sup>3</sup>/日とした計算過程を根拠資料と共に教えてください。

エ 仮に、その他の貯水池(除く下の原ダム)の貯水量が低下したとして、低下した貯水量回復のために上記その他の貯水池(除く下の原ダム)について貯水池底土の掘削等具体的な工事がなされたか否か、お教えてください。

仮になされたのであれば、いつ、どの貯水池について、いかなる工事がなされたのかお教えてください。

仮に本質問への回答をされる時点において、上記工事がなされていないならば、現時点で工事がなされていない理由をお教えてください。

## 7 有収率・負荷率について

(1) 前記のように、長崎県の「将来の一日使用水量 75,542 m<sup>3</sup>」という予測は過大ですが、長崎県は、それを前提にしたうえで「有収率 89.2 パーセント」「負荷率 80.3%」「利

用量率 90%」として、前記のように、一日最大必要量を 117,000 m<sup>3</sup>としています。

しかし有収率 89.2 パーセントというのは、低い数値であり、これは 90 パーセント以上にできるはずです。実際大規模水道事業体の 3 分の 2 以上がすでに達成しています。

この 89.2 パーセントが、過去の実績から算出されたものであるとすると、ロス(漏水)が相当大きいことが窺えます。とすれば、まずは漏水対策をすることが先決のはずです。

また、負荷率 80.3 パーセントというのも低すぎます。過去 10 年間最低値を取れば 84.8 パーセントであり、5 年間最低値であれば 85.9 パーセントです。

## (2) 質問事項

従いまして、私たちは、佐世保地区の有収率・負荷率を改善させることが、佐世保地区の利水状況を改善するための優先課題であり、石木ダム建設の必要性については、その後慎重に判断すべきであると考えております。

そこで、私たちのこの理解が正しいかどうかを明確にするために、以下の質問をさせていただきます。私たちの理解が誤っているとお考えならば、是非、以下の質問に根拠資料を添えて明確かつ迅速にご回答ください。

ア 過去 25 年の貴市の「有収率」「有効率」「負荷率」及び「利用量率」の実績をお教えてください。

イ 現在、貴市では「漏水対策の努力をしている」「平成 36 年度の有効率の目標を 92.5%としている」と聞いていますが、間違いはないでしょうか。

これを前提に以下の点をお尋ねします。

(ア) 目標年度及び目標率を決定したのは貴市でしょうか。貴市ではない場合、決定した機関名をお教えてください。

貴市である場合、決定に至った手順をお教えてください。

またその場合、事項以降の質問にもお答えください。

(イ) 平成 36 年度を目標の年、とした理由はなんでしょうか。

(ロ) もっと早く、この目標は達成できないのでしょうか。

(ハ) 36 年度に目的を達するため、どのような対策・工事をいつ頃行う、ことになっていきますか。その具体的タイムスケジュールをお教えてください。

(ニ) 92.5%を目標値、とした理由はなんでしょうか。

(ホ) もっと高い有効率を目標値としない理由はなんでしょうか。

ウ 石木ダム建設計画において、「有収率 89.2 パーセント」「負荷率 80.3%」「利用量率 90%」という数値が設定された過程において、貴市はどのような形でその決定に関与していますか。

貴市が関与した手順をすべてお教えてください。

1 私たちの質問は以上の通りです。

これまで重ねて述べてきたとおり、私たちは、貴市が、上記質問事項に記載された個々の質問に回答できるだけの資料を持ち、かつ、回答できるだけの用意を備えているものと考えております。

2 そして、私たちは、貴市は、貴市回答書にも記載されているとおり、石木ダム建設の必要性について地権者及び佐世保市民の理解を得るべく、最も有用な機会である説明会において公開質問状に対する回答を必ずなされるものと確信しておりますし、また、当事者として、回答をしなければならないと考えております。

2度にわたる説明会でも述べましたとおり、当方の質問に回答することが可能であり、かつ、石木ダム建設の必要性について理解を得たいとお考えの貴市が、万が一、説明を拒否する、という選択をされるのであれば、それは、当方の石木ダム建設の必要性に関する疑問点を解消できるだけの合理的な回答ができない、すなわち、貴市が当方の主張をお認めになったこととなります。

当方は、貴市がそのような態度をおとりになることはないものと確信しておりますので、今後も地権者及び佐世保市民に対して、正確な情報を提供し、同人らの誤解を解消するとともに、石木ダム建設に対して真意に基づく理解を得るべく本公開質問状に対する詳細な回答書・資料を送付いただきますよう重ねてお願いいたします。

3 なお、本公開質問状に関する回答書の送付、貴職の本年5月23日午後7時に現地こうばる公民館への出席の有無、及び、その他のお問い合わせにつきましては、本年5月9日までに（消印有効）、下記事務所をお願いいたします。

## 記

〒806-0021

福岡県北九州市八幡西区黒崎3丁目1番7号

アースコート黒崎駅前BLDG.4階

黒崎合同法律事務所

弁護士 平山博久

TEL 093-642-2868

FAX 093-642-2856

以上